



犬や猫のマイクロチップ情報の登録が義務化されました

6月1日に「改正動物愛護管理法」が施行され、犬や猫のマイクロチップ情報の登録が義務付けられました。マイクロチップを装着している犬や猫を新たに家族に迎え入れた方は、飼い主情報の登録が必要です。

詳しくは市ホームページ(QRコード参照)をご覧ください。
※マイクロチップ装着の義務は犬猫等販売業者が対象です。

☎ 手賀沼課 ☎7185-1484



マイクロチップとは？

直径1.4mm、長さ8.2mm程度の円筒形の小さな電子標識器具で、動物病院などで獣医師が埋め込みます。電池の交換は必要ありません。

犬や猫が迷子になったときや、災害・事故などで飼い主と離れたときに装着したマイクロチップを読み取ることで飼い主に連絡できます。また、盗難にあった場合の身元証明にもなります。



マイクロチップを

装着している場合

と

装着していない場合

で手続きが異なります

01 装着している犬・猫をすでに飼っている方、新たに飼う方

すでに飼っている方で、飼い主情報を日本獣医師会(AIPO)などの民間団体に登録している場合は、環境省データベースへの移行手続きができます。

新たに飼う方は、環境省データベースに飼い主情報を必ず登録してください。登録手続きはインターネット・登録用紙で行えます。登録後はマイクロチップが鑑札と見なされるため、市への犬の登録手続きは不要です。

02 装着していない犬・猫をすでに飼っている方、新たに飼う方

装着は義務ではありませんが、迷子や災害時など飼い主と離れたときに身元が分かるため、できるだけ装着してください。装着した場合は飼い主情報の登録が義務となります。装着を希望する場合は動物病院などにご相談ください。

飼い主情報の登録・変更方法

環境省データベースへの登録・変更は、環境省ホームページ「犬と猫のマイクロチップ情報登録」(QRコード参照)で行ってください。

☎ 日本獣医師会(環境大臣指定登録機関) ☎03-6384-5320



気になる! Q&A



Q マイクロチップの装着による害はないのですか？

A 日本獣医師会では20年以上マイクロチップ登録事業を行っていますが、副作用による障害はほとんど報告されていません。



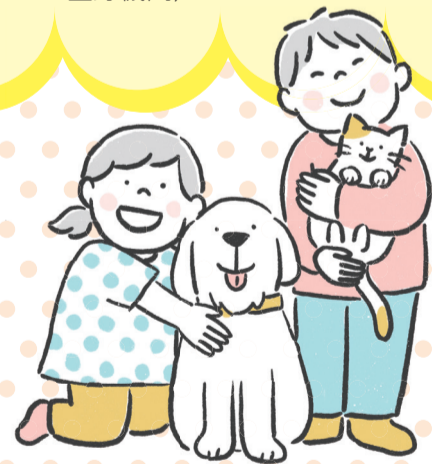
Q 以前から飼っている犬や猫のマイクロチップ装着を検討していますが、健康上の理由などで迷っています。

A 以前から飼っている犬や猫への装着は義務ではありませんが、装着を希望する場合はかかりつけの獣医師などにご相談ください。



Q 飼い主の住所や電話番号が変わったら、登録情報の変更が必要ですか？

A 引っ越しや結婚などで飼い主情報が変わった場合は、30日以内に環境省ホームページから登録情報を変更してください。



Q 保護団体などから犬や猫を譲り受けた場合も、マイクロチップの装着が必要ですか？

A 知人や保護団体などからマイクロチップを装着していない犬や猫を譲り受けた場合、装着は義務ではありませんが、装着を希望する場合は動物病院などにご相談ください。すでにマイクロチップを装着している犬や猫を譲り受けた場合は、環境省データベースの飼い主情報を必ず変更してください。

